

せい かちょう しゅ わげん ご ふきゅう およ しょうがい とくせい おう たよう
精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション
しゅだん りょう そくしん かん じょうれい あん せつめいばん
ション手段の利用の促進に関する条例(案) (わかりやすい説明版)

はじめに

せい かちょう あんしん ひと く きょうせい め ざ
精華町は、だれもが安心して、その人らしく暮らせる「共生のまち」を目指しています。

しょうがい ひと ひと こ こうれいしゃ たが き も
そのために、障害のある人も、ない人も、子どもから高齢者まで、わけへだてなくお互いに気持ち
つた り か い しやかい たいせつ
を伝えあい、理解しあえる社会をつくるのが大切です。

しょうがい ひと じぶん あ ほうほう じょうほう え き も つた
しかし、これまで障害のある人が自分に合った方法で情報を得たり、気持ちを伝えたりするこ
むずか ばあ い
とが、難しい場合があります。

とく しゅわ しや なんちようしや ちゅうとしつちようしや たいせつ ことば なが あいだげんご みと
特に手話は、ろう者や難聴者、中途失聴者にとって大切な言葉ですが、長い間言語として認
められず、使いにくい時期がありました。

いま くに せかい しゅわ おんせいげんご おな ことば ほうりつ みと
今は、国や世界でも、手話が音声言語と同じ「言葉」であると法律で認められています。
さまざま ほうりつ すべ しょうがい ひと じょうほう え つた はいりよ
また、様々な法律で全ての障害のある人が情報を得たり伝えたりできるよう、配慮することが
か
書かれています。

じょうれい しゅわ ほか つた ほうほう つか き も かよ
この条例は、手話や他のいろいろな伝える方法を使いやすくし、だれもが気持ちを通わせながら
あんしん く まち め ざ
安心して暮らせる町を目指すためのものです。

だい じょう じょうれい もくひょう
第1条 (この条例の目標)

じょうれい しゅわ ほか ほうほう ひろ あんしん く しやかい
この条例は、手話や他のコミュニケーションの方法を広め、だれもが安心して暮らせる社会をつ
くことを目的としています。まち すべ ひと しょうがい かか たが
また、全ての人が、障害があるかないかに関わらず、お互いを
そんちよう く まち め ざ
尊重しながら、ともに暮らしていける町を目指します。

だい じょう ことば い み
第2条 (言葉の意味)

じょうれい つか ことば い み つぎ
この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- ① 手話言語の普及: 手話が言葉のひとつだと知ってもらうこと。
- ② コミュニケーション手段: しゅだん しゅわ しよくしゅわ ようやくひつき てんじ ゆびてんじ ひつだん おんやく かくだい も じ
手話や触手話、要約筆記、点字、指点字、筆談、音訳、拡大文字、

へいいい ことば じつぶつまた え ず ていじ じゅうどしょうがいしやよう い しでんたつそうちなど ひと しょうがい あ
平易な言葉、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等、その人の障害に合わせ
て使う伝える方法のこと。

③ しょうがい ひと はたら しょうがい まわ し く かんきょう ひと あ
障害のある人：からだやこころの働きに障害があり、周りの仕組みや環境がその人に合
っていないことから、生活に不便を感じている人のこと。

④ じぎょうしや かいしや みせ
事業者：会社やお店。

⑤ しょうしんしや はな つた てつだ ひと
コミュニケーション支援者：話すことや伝えることを手伝う人。

だい じょう たいせつ 第3条（大切にすること）

しゅわ しょうだい ひと すべ ひと たが
手話やいろいろなコミュニケーション手段を広めることは、全ての人がわけへだてなくお互いを
そんちよう く たいせつ しゅわ ぶんか なが あいだつか ことば
尊重して暮らすために大切です。手話は文化であり、長い間使われてきた言葉です。また、だ
れもが自分合ったコミュニケーション手段を選ぶようにすることが必要です。

だい じょう まち せきにん 第4条（町の実責任）

まち しょうれい かんが もと しゅわ しょうだい ひと
町は、この条例の考えに基づいて、手話やいろいろなコミュニケーション手段を広めるための
と く すす しょうがい ひと こま はいりよ
取り組みを進めます。そのときには、障害のある人が困らないように配慮します。

だい じょう じゅうみん 第5条（住民のすること）

じゅうみん しょうれい かんが し まち おこな と く きょうりよく つと
住民は、この条例の考えをよく知り、町が行う取り組みに協力するように努めます。

だい じょう じぎょうしや 第6条（事業者のすること）

じぎょうしや しょうれい かんが たいせつ まち と く きょうりよく しょうがい ひと
事業者は、この条例の考えを大切にして、町の取り組みに協力します。また、障害のある人
におこな しごと ひと あ
にサービスを行うときや仕事をするとき、その人に合ったコミュニケーション手段を使い障
害のある人が困らないように配慮します。

だい じょう と く すす 第7条（取り組みを進めること）

まち じゅうみん じぎょうしや たが きょうりよく つぎ すす
町、住民、事業者は、お互いに協力して、次のようなことを進めます。

① しゅわ ひと
手話を広めること。

② しょうがい ひと つか しょうだい りかい つか
障害のある人が使ういろいろなコミュニケーション手段を理解し、使いやすくすること。

③ しょうがい ひと しょうほう え つた かんきょう
障害のある人が情報を得たり、伝えたりしやすい環境をつくること。

④ しょうしんしや ふ
コミュニケーション支援者を増やすこと。

⑤ さいがいなど と き しょうがい ひと しょうほう え
災害等の時に、障害のある人が情報を得られるようにすること。

この取り組みを進めるときは、障 害のある人やコミュニケーション支援者、関係する人達の意見を聞き、できるだけその意見を取り入れるようにします。

また、その取り組みの進みぐあいを確認し、必要があれば内容を見直します。

第 8 条（必要なお金の用意）

町は、これらの取り組みを進めるために、必要なお金の用意に努めます。

第 9 条（その他のこと）

その他に、この条 例に必要なことは、町 長 が決めます。